

第3版

実務家のための「基本書&ハンドブック」

要点・譲渡所得

【第二編 株式等の譲渡所得・信託と譲渡所得関係】

税理士 塩野入 文雄
税理士 萩原 睦美 【著】

法令出版

推薦のことば

本書の著者塩野入さんは、かつて私が国税庁の資産評価企画官を務めていた時（昭和63年から平成3年まで）の仲間である。当時、旧「相続税財産評価に関する基本通達」（現行の財産評価基本通達）の取扱いの間隙を縫った節税（租税回避）策に対処するため、その通達改正に大童であった。その中で、塩野入さんは、係長としての的確なアイデアを出すなど通達改正に大変な貢献をしてくれた。

その後、塩野入さんは、国税庁、国税局及び税務署の資産税関係の要職を経験して、本年8月、税理士として税の専門家としての再スタートを切った。その事始めが、本書の出版である。本書は、資産税のエキスパートである塩野入さんの課税実務の経験とアイデアが凝縮している。

本書は、譲渡所得課税全般についての解説書であるが、その課税内容が解り易くかつ実務上の問題点を網羅するように多くの工夫がされている。具体的には、それぞれの課税制度について、要点を把握した上でその詳細が理解できるようにしており、表による要点整理や図解が多用されている。

本書を一読してみて、税理士界に、「資産税プロ」の新たなスターが誕生したことを確信している。塩野入さんの実力を高く評価してきた私としても、大変喜ばしいことである。このことを譲渡所得税の実務で苦勞されている税理士等の専門家の皆様にも実感していただきたいものと思っている。

ともあれ、本書は、譲渡所得課税の実務上の問題点を理解する上で貴重な参考書であるので、机上に置かれることを是非お薦めしたい。そして、塩野入さんには、今度は税理士としての経験を通して、第2弾、第3弾の解説書等を著すことを期待している。

平成21年11月

早稲田大学大学院会計研究科教授

日本税理士会連合会外部理事

品川 芳宣

（発行者注：肩書は初版発行時のものです。）

第3版「第二編」の改訂について

本書は、平成26年9月に発刊した第3版「要点・譲渡所得」【第一編 総説・不動産譲渡所得の特例関係】に続く、【第二編 株式等の譲渡所得・信託と譲渡所得関係】になります。

平成28年1月1日から施行されている株式等譲渡に係る課税制度は、平成25年度税制改正による「金融所得一体課税の更なる推進」に伴う①所得区分の改組（改正前の「株式等に係る譲渡所得等」から、改正後における「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」の二つの区分への移行）や②公社債等に係る課税方式の見直しなどを受けて、平成27年分までの課税制度と比べ、その内容等が大きく変わっています。

本書の改訂にあたっては、初版以来の5つの基本的姿勢である、「概観」から「細目」へとの流れによる記述等を継続しつつ、平成23年12月の旧版発刊後における税制改正事項（平成23年12月改正～平成28年度改正）を織り込むなど、所用の改訂を行いました。

その改訂項目の主なものは、次のとおりです（本文等において新設した項目番号には、「☆要点○」などのように、☆印を付しています）。

- 1 平成25年度税制改正による改正事項などについて、「平成25年度税制改正の概要等」（7頁）に取りまとめています。
- 2 平成26年1月から施行されている「NISA」（172頁）に加え、平成27年度税制改正により創設され、平成28年4月1日から施行されている「ジュニアNISA」（189頁）に関する項目を追加しています。
- 3 平成27年度税制改正により創設され、平成27年7月1日以降における国外転出などに適用されている「国外転出時課税制度」（265頁）の項目を新設しています。
なお、同制度との関連などの点から、非上場株式等の価額を算定する際に所得税において援用されている財産評価基本通達の評価方法との関係について、その記述の充実を図っています（92頁・467頁）。また、新たに「財産債務調書制度」（506頁）及び「外国子会社合算税制」（522頁）についても参考資料において触れています。
- 4 信託関係について、「信託の概要」（348頁）に関する記述の充実を図るとともに、最近、実務家の間においても注目を集めている、いわゆる「家族信託」について参考資料（574頁）において触れています。

今回の改訂にあたって、税理士 萩原陸美氏を共著者に迎え改訂作業に従事していただきました。同氏は、これまでも企業オーナーを中心とした事業承継、相続対策、資本政策、財産管理など数多くの多様な案件に対応してきた気鋭の税理士です。

業務多忙の中、執筆に多くの時間を割いていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、金融・証券税制については、引き続き多岐にわたる税制改正が行われていくことが予想され、更に、譲渡所得以外の税務処理・税目、あるいは法務などとの関連性を含め、その様相は一層複雑化・高度化していくと思われます。また、信託についても、様々な信託が提案され、実際の組成も進んできているようです。したがって、譲渡所得という従来からの「切り口」によって、これらの課題に関連した整理等を行うことに一定の限界が生じつつあると感じられます。このため、新たな切り口（視点）による取りまとめが必要になってきているようにも思われます。

このような点を含め、次回の改訂等に向け読者諸賢のご意見等を頂戴できれば幸いです。

なお、改訂にあたり、業務多忙の中にもかかわらず、根拠法令等の点検、索引の作成、校正等の対応に、税理士 高橋里枝氏、税理士 御代田大輔氏及び税理士 藤本江里子氏に携わっていただきました。

ここにお三方のお名前を記して、改めて感謝を申し上げます。

平成 28 年 8 月

筆者を代表して

塩野入 文雄

はじめに <初版時>

本書は、一定の実務経験等をお持ちの実務家の皆さんを読者、利用者として想定させていただきます、譲渡所得の全般にわたった概説を行っているものです。

譲渡所得などのいわゆる資産税関係の課税案件は、税法等自体が複雑であることなどに加えて、日頃から当該案件に接している方々は別として、一般の実務家にとっては、法人税などに比べて必ずしも日常的な対応等を行っているものではありません。そのため、実務家として、自らの知識等をメンテナンスするとともに、いざ必要な場面において、その蓄積した知識・経験などをフル稼働できるようにしておくことが肝要であるものと思われま

す。このような観点から、本書は、基本的事項をコンパクトにとりまとめるとともに、多様な案件に対応している実務家のニーズにも応えられる「基本書&ハンドブック」としてのご利用を念頭に置いて作成に取り組んだものです。

このため、具体的には、主に次の5点に配慮しています。

- 1) 「概観」から「細目」への流れによる構成
- 2) 必要な事項を端的に（ピンポイントで）確認し得るように「表形式」の採用による整理
- 3) 概観図（概念図）などの挿入
- 4) (必要に応じて) 条文構成等についての整理
- 5) 他税目における取扱いなどを含む関連・派生事項等の取りまとめ

なお、各項目の記述に当たっては、筆者なりに読者の必要度等を想定し、項目によってある程度濃淡を付しています（作成中、「省略（簡記）」と「詳述」の二律背反に常に悩みながら、最終的には、一定の「割り切り」をして本書を上梓しました）。

いずれにせよ、引き続き、筆者自らが実務を通じた研鑽等に努め、本書がより利便性を有し充実したものとなるように対応してまいる所存ですので、読者諸賢からのご意見等を賜ることができれば光栄です。

なお、本書の発刊に当たっては、法令出版株式会社の鎌田順雄氏に大変お世話になり、また、業務多忙の中を索引の作成に対応していただいた青空税理士法人（日比谷事務所）の赤久千恵氏、池田奈智氏、伊勢亀敦子氏並びに大島あゆみ氏にここにお名前を記して感謝申し上げます。

※文中の意見等にわたる部分の記述については、筆者の「私見」であることを念のためお断りします。

平成 21 年 10 月

筆 者

◎ 本書の構成等

本書は全体を【表1】のように構成し、各項目を【表2】のように組み立てて整理を行っています〔これらの構成等によっていることを踏まえて、本書をご利用ください〕。

なお、本書(第二編)における各項目(参考資料を含む)の執筆分担は、次のとおりです。

- ・ 第Ⅲ部 第1章～第3章・1、第Ⅳ部 … 塩野入
- ・ 第Ⅲ部 第3章・2～第5章 … 萩原

【表1】

第一編 (別冊)		平成 26 年 9 月 発刊 済
第Ⅰ部	総 説	
第Ⅱ部	不動産譲渡所得の特例等	

第二編 (本書)		内 容 等
第Ⅲ部	株式等の譲渡所得	○ 株式等の譲渡所得(等)に関する税務処理を中心として、金融所得一体課税に係る平成25年度改正などを受けた税務処理について整理等を行っています。
第1章	概説・基礎的事項	○ 平成25年度改正による改正事項を確認するとともに、株式等譲渡に関する基本条文の内容などについて整理等を行っています。
第2章	基本的事項	○ 一般・上場株式等に係る譲渡所得等の所得金額の具体的な計算を行う際に必要となる課税時期、取得時期、収入金額、取得費(価額)などの「基本的事項」について整理等を行っています。
第3章	一般的特例	○ 一般・上場株式等に係る譲渡所得等の税務処理に際して、比較的適用例の多い上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除特例や特定口座などについて整理等を行っています。
第4章	個別的特例	○ 税制適格ストック・オプションやエンジェル税制などについて整理等を行っています。 なお、平成27年度改正により創設された「国外転出時課税制度」に関する整理等も行っています。
第5章	特別な取引方法処理・その他関連事項	○ 信用取引などの特別な取引方法や従業員持株会などにより取得した株式の処理について触れています。
第Ⅳ部	信託と譲渡所得	○ 信託と譲渡所得に関する整理等を行っています。
第1章	基本的事項	○ 信託税制の概要などを取りまとめるとともに、信託の概要について整理等を行っています。
第2章	受益者等課税信託	○ 受益者等課税信託について、通則において、その基本的な取扱いを確認し、更に、譲渡所得と受益者等課税信託との関係、税務処理について整理等を行っています。

第3章	法人課税信託	○ 法人課税信託について、その判定要件などについて触れた後、譲渡所得と法人課税信託との関係、税務処理について整理等を行っています。
第4章	再掲：時系列的課税場面による整理	○ 第1章から第3章までの整理等を踏まえ、信託設定(組成)、運用中(信託期間中における収益の処理など)、信託の区分の異動及び信託の終了・清算のそれぞれの段階ごとに、必要となる税務処理に関する整理等を行っています。
参考資料	○ 第Ⅲ部及び第Ⅳ部における本文の整理に関する補完(詳述)資料などを「参考資料」として取りまとめています。	
様式関係資料	○ 譲渡所得の申告に必要な主な様式(国税庁HP様式)などを取りまとめています。 (注) 株式関係の様式については、平成28年分用として様式改定が行われるものがある点に注意してください。	

【表2】各項目における「組み立て」

新設した項目番号については、「☆要点○」などのように、☆印を付しています。

区 分	内容・構成などについて
要 点	○ 実務的な視点から、各項目における基本的な事項について全体像の要約などを行っています。
マ ーク	○ 「要点」について、よりブレイクダウンした整理等をはじめとして、実務において重要な留意事項、見過ごしがちなチェックポイント、実務的な対応方法などを中心に取りまとめています。
参 考 メ モ	○ 取扱いに関する考え方、税制改正の沿革、他の税目等における取扱いなどの関連事項を取りまとめています。
税 務 選 択	○ 税務選択の決定の際における考え方、アプローチの際における視点を記述しています。無論、実際の案件(裸の課税事実)に対応するためには、税務以外の視点なども含めたより多角的かつ柔軟・可変的な検討・判断を個別・具体的にを行う必要性がありますが、ここではあくまでも具体的な検討を行う際の「一つの切り口」の捉え方としてご利用ください。

◎ 凡例等

1. 税法等の「略称」については、一般的に使用されている表記によっており、また、本文中における記述についても、略称表示によっています。
2. 本文において引用している法令などに付した下線やゴシック体などは、筆者が付した表記です。
2. 本書における譲渡所得関係の特例の名称などは、資料101「譲渡所得関係主要条文」(437頁)に表記してある「略称」などによっています。
4. 本書は、平成28年8月3日における法令等や公表資料に基づき、原則として、個人である居住者を前提として記述しています。

(以上)

総目次

(注) 明朝数字：「本文」の頁 ゴシック数字：「細目次」の頁 本文 細目次

第Ⅲ部 株式等の譲渡所得	1	1
第1章 概説・基礎的事項	3	1
1 金融所得一体課税の考え方	5	1
2 平成25年度税制改正の概要等	7	1
3 株式等譲渡課税の概要	29	1
4 株式等譲渡の基本条文	40	1
1 基本条文（概説）	41	1
2 「株式等」の意義（範囲）など	44	1
3 基本条文の規定内容（構成）	57	1
4 みなし規定	60	1
5 譲渡所得及び事業所得、雑所得の区分	69	2
第2章 基本的事項	75	2
1 課税時期	76	2
1 基本的な判定	77	2
2 特定の譲渡に関する判定	80	2
2 取得時期	83	2
1 基本的な判定	84	2
2 特定の取得に関する判定	85	2
3 収入金額	88	2
1 基本的な算定	88	2
2 留意事項	90	2
4 取得費（価額）	104	3
1 基本的な算定	104	3
2 留意事項	109	3
5 譲渡費用	116	3

6	負債の利子（負債利子控除）	116	3
1	1 基本的事項	116	3
2	2 具体的事項	118	3
7	所得金額・税額計算の手順	119	3
第3章 一般的特例		126	3
1	1 株式交換等の特例	127	3
1	1 基本的事項	128	3
2	2 具体的事項	134	3
2	2 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除特例	140	3
3	3 特定口座	158	4
4	4 少額上場株式等投資の非課税口座〔NISA・ジュニアNISA〕	171	4
1	1 NISA	172	4
2	2 ジュニアNISA	189	4
第4章 個別的特例		201	5
1	1 ストックオプション（SO）税制	202	5
1	1 概要	205	5
2	2 SOに関する税務処理	208	5
3	3 税制適格SO	217	5
4	4 その他（株式報酬）	224	5
2	2 エンジェル税制	228	5
1	1 概要	231	5
2	2 特例等の適用要件（共通的事項）	232	5
	(1) 対象会社に関する要件	233	5
	(2) 株主（投資家）に関する要件	237	5
	(3) 申告手続に関する要件	239	5
3	3 投資額控除	242	6
4	4 投資額の寄附金控除特例	246	6
5	5 譲渡損失の繰越控除等	249	6
	A. みなし譲渡（価値喪失株式）	250	6
	B. 譲渡損失の繰越控除等	252	6
6	6 その他関連事項	256	6

3	3 みなし配当課税の特例	257	6
1	1 概要（基本的事項）	258	6
2	2 みなし配当課税の特例	262	6
4	4 国外転出時課税制度	265	6
1	1 条文の規定構成	269	6
2	2 国外転出時課税	271	6
3	3 国外転出（贈与・相続）時課税	297	7
5	5 特定管理株式等の無価値化損失特例	306	7
第5章 特別な取引方法の処理・その他関連事項		313	7
1	1 信用取引	313	7
2	2 投資一任口座	317	8
3	3 オプション取引	319	8
4	4 従業員持株会	321	8
5	5 法定調書等関係	324	8
第IV部 信託と譲渡所得		327	8
第1章 基本的事項		329	8
1	1 信託税制の概要	331	8
1	1 基本的課税方式	331	8
2	2 所得税法の条文構成	335	8
2	2 所得税法における信託の区分等	336	8
1	1 所得税法における信託の区分と税務処理	336	8
2	2 集団投資信託・特定受益証券発行信託の意義	341	8
3	3 改正税法の適用関係	346	8
3	3 信託の概要	348	8
第2章 受益者等課税信託		355	9
1	1 通則	355	9
1	1 基本的事項（総括）	357	9
2	2 「受益者等」の判定	359	9
3	3 所得金額の計算等	369	9

2	譲渡所得と受益者等課税信託	380	9
1	共通事項（譲渡一般関連）	381	9
2	不動産譲渡関連	384	9
3	株式譲渡関連	387	9
第3章	法人課税信託	389	10
1	通則	391	10
1	「法人課税信託」の判定	391	10
2	判定等における留意事項	398	10
3	所得税法における法人課税信託関連の条文	404	10
2	譲渡所得と法人課税信託	415	10
1	基本的事項	415	10
2	留意事項	417	10
第4章	再掲：時系列的課税場面による整理	419	10
1	信託設定（組成）段階	420	10
2	運用中段階（収益等の処理）	424	10
1	収益等・譲渡に関する税務処理	424	10
2	受益権の譲渡に関する税務処理	427	10
3	信託区分の異動段階	428	10
4	信託の終了・清算段階	429	11
5	その他関連事項	430	11
1	法定調書等関連	430	11
2	消費税関連	432	11
○	参考資料目次	438	
○	様式関係資料目次	580	
○	索引	658	

細目次

第Ⅲ部 株式等の譲渡所得

第1章	概説・基礎的事項	3
1	金融所得一体課税の考え方	5
2	平成25年度税制改正の概要等	7
	☆要点100-1 平成25年度改正の概要（7）	
	【参考メモ101】平成25年度改正の趣旨（考え方）（10）	
	☆要点100-2 公社債等に関する課税方式の見直し（11）	
	【参考メモ102】税務上の投資信託の分類（概略）（13）	
	【☆参考メモ103】証券取引等における投資信託の分類等（15）	
	☆マーク100-1 特定公社債の意義（17）	
	【☆参考メモ104】特定公社債等に関する区分の考え方（18）	
	☆マーク100-3 割引債の処理（23）	
	【☆参考メモ105】譲渡が非課税となる割引債等（25）	
	☆マーク100-4 国外発行の公社債・投資信託などに関する処理（27）	
3	株式等譲渡課税の概要	29
	要点101 株式等譲渡所得課税の概要（29）	
	要点102 所得税における株式等譲渡の位置づけ（36）	
4	株式等譲渡の基本条文	40
1	基本条文（概説）	41
	要点103 措法§37の10と措法§37の11との規定関係（41）	
2	「株式等」の意義（範囲）など	44
	要点104 「株式等」の意義（44）	
	要点105 「上場株式等」の意義（49）	
	【参考メモ106】用語（JDR等）について（56）	
3	基本条文の規定内容（構成）	57
	要点106 条文構成：措法§37の10（一般株式等の譲渡所得等）（57）	
	要点107 条文構成：措法§37の11（上場株式等の譲渡所得等）（58）	
4	みなし規定	60
	要点108 みなし規定I（法人の合併等）（62）	

要点 109	みなし規定Ⅱ（投資信託等の終了など）	（65）		
要点 110	みなし規定Ⅲ（投資信託等の終了など）	（68）		
5	譲渡所得及び事業所得、雑所得の区分	69		
要点 111	株式等譲渡の所得区分	（69）		
マーク 101	譲渡所得として取り扱えるケース	（73）		
	【参考メモ 107】三者の区分と「株式等の譲渡所得等」関係条文の適用関係	（74）		
第 2 章	基本的事項	75		
1	課税時期	76		
1	基本的な判定	77		
要点 112	課税時期（収入すべき時期）の判定	（77）		
2	特定の譲渡に関する判定	80		
マーク 102	「特定の日」による判定	（80）		
2	取得時期	83		
1	基本的な判定	84		
要点 113	取得時期の判定〔原則〕	（84）		
2	特定の取得に関する判定	85		
マーク 103	「特定の日」による判定	（85）		
3	収入金額	88		
1	基本的な算定	88		
要点 114	収入金額の算定	（88）		
☆マーク 104	邦貨換算	（89）		
2	留意事項	90		
マーク 105	株式等の譲渡と「みなし譲渡」	（90）		
マーク 106	財基通の修正援用による時価算定	（92）		
【参考メモ 109】	財産評価基本通達を援用しない対応	（96）		
☆マーク 107	財基通の修正援用における留意点	（97）		
マーク 108	自己株式の取得（発行会社への低額譲渡など）	（99）		
【参考メモ 110】	自己株式と会社法	（101）		
マーク 109	「みなし規定Ⅰ～Ⅲ」適用の場合における収入金額・取得価額の計算など	（102）		
4	取得費（価額）	104		
1	基本的な算定	104		
要点 115	株式等の取得費（取得価額）の算定	（104）		
要点 116	「総平均法に準ずる方法」による算定	（108）		
2	留意事項	109		
マーク 110	株式等の分割などがあった場合における取得価額の計算	（110）		
マーク 111	上場株式の取得価額が不明であるケースへの対応	（113）		
【参考メモ 111】	クロス取引に伴う処理について	（114）		
5	譲渡費用	116		
6	負債の利子（負債利子控除）	116		
1	基本的事項	116		
要点 117	株式等に係る負債利子の位置づけ	（116）		
2	具体的事項	118		
マーク 112	株式等の取得に要した負債の利子の処理	（118）		
7	所得金額・税額計算の手順	119		
要点 118	株式等譲渡に係る所得金額・税額計算の手順	（119）		
【参考メモ 112】	税率改正の沿革	（124）		
【参考メモ 113】	軽減税率改正の規定箇所の推移等	（124）		
第 3 章	一般的特例	126		
1	株式交換等の特例	127		
【参考メモ 114】	所法 §57 の 4 の趣旨等について	（127）		
1	基本的事項	128		
要点 119	譲渡がなかったものとみなされる株式交換等	（128）		
2	具体的事項	134		
マーク 113	取得した新株などの取得時期・取得価額	（134）		
マーク 114	1 株に満たない端数の処理	（136）		
【参考メモ 115】	株式交換等の関連条項などについて	（138）		
2	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除特例	140		
要点 120	上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除特例の適用要件	（142）		

	【参考メモ 116】本特例の改正の沿革 (147)
	マーク 115 上場株式等の配当所得等との関係〔選択適用〕 (148)
	【参考メモ 117】配当所得に関する処理 (153)
	マーク 116 その他の関連留意事項 (155)
	【参考メモ 118】合計所得金額 (156)
3	特定口座158
	要点 121 関係条文の構成等 (160)
	マーク 117 一般的留意事項 (163)
	マーク 118 特定公社債等の受入れに係る経過措置 (165)
	マーク 119 源泉徴収選択口座の申告処理に関する留意事項 (166)
	マーク 120 相続・贈与に伴う特定口座間等での移管要件 (169)
	【参考メモ 119】出国口座への移管、出国口座からの移管 (170)
4	少額上場株式等投資の非課税口座〔NISA・ジュニアNISA〕 171
1	NISA.....172
	【参考メモ 120】NISAに係る税制改正の沿革 (173)
	【参考メモ 121】NISA非課税と(旧)特定上場株式等の 1,000万円非課税との比較 (174)
	要点 122 NISA口座の要件等 (175)
	マーク 121 NISA口座に関する手続 (178)
	マーク 122 払出し時等における税務処理 (181)
	☆マーク 123 出国時の取扱い (185)
	【☆参考メモ 122】職場積立NISAの概要 (186)
	【☆参考メモ 123】NISAの利用状況 (188)
2	ジュニアNISA189
	【☆参考メモ 124】ジュニアNISAとNISAとの比較 (191)
	☆要点 123 ジュニアNISA口座の要件等 (192)
	☆マーク 124 払出し時等における税務処理 (196)
	☆マーク 125 払出し制限に抵触した払出し等が行われた場合の税務処理 (196)
	【☆参考メモ 125】払出し制限に抵触した払出し等が行われた場合の 配当所得の課税関係 (196)
	☆マーク 126 非課税期間終了時における取扱い (197)
	☆マーク 127 出国時の取扱い (198)

第4章	個別的特例201
1	ストックオプション(SO)税制 202
	【参考メモ 126】商法改正等に対応したSO関係の税制改正など (203)
1	概要205
	要点 124 SO税制の概要 (205)
2	SOに関する税務処理208
	要点 125 権利付与時の非課税・権利行使時の課税 (208)
	マーク 128 権利行使に伴う課税時期 (212)
	マーク 129 SOの権利行使時における所得区分 (212)
	マーク 130 「収入金額」の算定 (215)
	☆マーク 131 税制非適格SOへの株式等譲渡の不適用 (215)
3	税制適格SO217
	要点 126 「税制適格SO」の適用要件 (217)
	マーク 132 金融商品取引業者等による株式の管理等 (221)
	マーク 133 保管委託口座などからの株式の返還等(みなし譲渡) (222)
	マーク 134 株式等の譲渡所得金額の計算関係 (222)
	【参考メモ 127】相続・合併等関係の処理 (223)
	マーク 135 他の特例との適用関係 (223)
4	その他(株式報酬).....224
	☆マーク 136 特定譲渡制限付株式(株式報酬)の税務上の取扱い (225)
2	エンジェル税制 228
	【参考メモ 128】エンジェル税制の税制改正の沿革等 (229)
1	概要231
	要点 127 エンジェル税制の概要 (231)
2	特例等の適用要件(共通的事項).....232
	要点 128 特例等の共通の適用要件 (232)
	(1) 対象会社に関する要件.....233
	要点 129 対象会社の属性等 (233)
	(2) 株主(投資家)に関する要件.....237
	要点 130 投資家に関する要件 (237)
	(3) 申告手続に関する要件.....239
	要点 131 申告時の法定添付書類等 (239)

マーク 137 都道府県知事（旧：経済産業大臣）などによる確認等（240）	
3 投資額控除	242
要点 132 控除額の計算等（242）	
マーク 138 取得価額の圧縮計算（減額計算）（245）	
4 投資額の寄附金控除特例	246
要点 133 控除額の計算等（246）	
5 譲渡損失の繰越控除等	249
A. みなし譲渡（価値喪失株式）	250
要点 134 「価値喪失株式」としてのみなし譲渡（250）	
B. 譲渡損失の繰越控除等	252
要点 135 繰越控除等の計算方法など（252）	
マーク 139 適用除外（譲渡先等の制限）（255）	
6 その他関連事項	256
3 みなし配当課税の特例	257
1 概要（基本的事項）	258
要点 136 「みなし配当」とは（258）	
要点 137 自己株式等の取得に係るみなし配当課税の「適用除外」等（261）	
【参考メモ 129】旧・公開買付けのみなし配当課税の特例（261）	
2 みなし配当課税の特例	262
要点 138 相続した非上場株式のみなし配当課税の特例の適用要件（262）	
【参考メモ 130】非上場株式のみなし配当課税特例の創設（264）	
マーク 140 特例の適用に当たっての検討事項（264）	
4 国外転出時課税制度	265
【☆参考メモ 131】国外転出時課税制度創設の関連指標等（267）	
1 条文の規定構成	269
☆要点 139 国外転出時課税制度の関係規定（269）	
2 国外転出時課税	271
☆要点 140 基本的事項（272）	
☆マーク 141 対象資産の価額の算定方法（275）	
☆マーク 142 納税管理人の届出書の提出期限（278）	
【☆参考メモ 132】国外への出国の場合における所得税の一般的な申告手続（280）	

☆要点 141 譲渡所得等の所得金額の計算（281）	
☆マーク 143 取得価額の付替え等（282）	
☆要点 142 納税猶予制度（284）	
☆マーク 144 納税猶予の期限（286）	
☆マーク 145 課税の取消し及び減額（再計算）措置（289）	
☆マーク 146 義務的修正申告及び更正の請求の特例（292）	
【☆参考メモ 133】国外転出時課税制度における修正申告の特則等（293）	
☆マーク 147 二重課税の調整（294）	
☆マーク 148 確定申告その他の手続における提出書類（295）	
☆マーク 149 特定口座などとの関係（296）	
3 国外転出（贈与・相続）時課税	297
☆要点 143 基本的事項（298）	
☆要点 144 納税猶予制度（300）	
☆マーク 150 課税の取消し及び減額（再計算）措置（302）	
☆マーク 151 遺産分割等があった場合の義務的修正・期限後申告、更正の請求（303）	
☆マーク 152 相続税法等との関係（304）	
5 特定管理株式等の無価値化損失特例	306
要点 145 「特定管理株式等の無価値化損失特例」の適用要件（307）	
【☆参考メモ 134】「特定口座内公社債」と「特定口座内公社債等」（309）	
マーク 153 特定管理株式等を譲渡した場合の譲渡所得等の金額の計算（310）	
マーク 154 本特例の適用に当たっての留意事項（310）	
【参考メモ 135】本特例の税制改正の沿革（311）	
【参考メモ 136】日本航空関係の株式の処理についての文書回答事例（312）	
【☆参考メモ 137】株式等の譲渡損失に関する特例の比較（312）	

第5章 特別な取引方法の処理・その他関連事項	313
1 信用取引	313

マーク 155 「信用取引」の処理 (313)	
2 投資一任口座	317
マーク 156 「投資一任口座」の処理 (317)	
3 オプション取引	319
マーク 157 「オプション取引」により取得した株式の取得価額 (319)	
4 従業員持株会	321
マーク 158 「従業員持株会」関係の株式取引等の処理 (321)	
5 法定調書等関係	324

第IV部 信託と譲渡所得

第1章 基本的事項	329
1 信託税制の概要	331
1 基本的課税方式	331
要点 201 基本的課税方式（平成 19 年度改正前・後） (331)	
【参考メモ 201】 信託税制に関する「基本理論」（基本的考え方） (334)	
2 所得税法の条文構成	335
マーク 201 所得税法における信託関係の条文 (335)	
2 所得税法における信託の区分等	336
1 所得税法における信託の区分と税務処理	336
要点 202 所得税法における信託の区分（類型）と課税方式 (338)	
マーク 202 信託の区分（類型）の趣旨 (339)	
【参考メモ 202】 多種・多様な信託 (341)	
2 集団投資信託・特定受益証券発行信託の意義	341
マーク 203 「集団投資信託」の意義 (342)	
マーク 204 「特定受益証券発行信託」の意義 (344)	
3 改正税法の適用関係	346
マーク 205 平成 19 年度改正税法の適用関係① (346)	
3 信託の概要	348
マーク 206 信託の当事者等について（概略） (348)	
マーク 207 信託の実践（信託財産に係る名義変更等） (350)	
【参考メモ 203】 信託法の主な改正事項 (354)	

第2章 受益者等課税信託	355
1 通 則	355
1 基本的事項（総括）.....	357
要点 203 受益者等課税信託の基本的事項 (357)	
2 「受益者等」の判定.....	359
要点 204 「受益者等」の意義 (360)	
要点 205 残余財産受益者等・遺言代用信託における受益者に関する判定 (362)	
【参考メモ 204】 要点 205 の考え方（信託法との関係） (364)	
【☆参考メモ 205】 停止条件付の信託における判定について (365)	
マーク 208 委託者が「みなし受益者」に該当する場合 (367)	
【参考メモ 206】 「遺言代用信託」などについて (368)	
3 所得金額の計算等	369
要点 206 所法 §67 の3の条文構成 (370)	
要点 207 受益者等が存しない信託について受益者等が 存することになった場合 (372)	
要点 208 「信託版みなし譲渡」規定 (374)	
マーク 209 「1 S & B 信託」における資産の移転 (378)	
マーク 210 受益者等の判定と所得金額の算定 (379)	
マーク 211 受益者等が1 (人) 又は2 (人) 以上である 場合の処理など (379)	
2 譲渡所得と受益者等課税信託	380
1 共通事項（譲渡一般関連）.....	381
要点 209 受益者等課税信託に係る譲渡所得の基本的処理 (381)	
【参考メモ 207】 受益者等課税信託と各種特例の適用 (382)	
マーク 212 受益者等課税信託における固有の税務処理 (382)	
2 不動産譲渡関連	384
マーク 213 不動産譲渡における固有の税務処理 (384)	
【参考メモ 208】 旧・土地信託通達等について (386)	
3 株式譲渡関連	387
マーク 214 株式譲渡における固有の税務処理 (387)	

第3章 法人課税信託	389
1 通則	391
1 「法人課税信託」の判定.....	391
要点210 「法人課税信託」の意義 (392)	
【参考メモ209】法人課税信託の納税義務者 (395)	
【参考メモ210】法人課税信託の趣旨 (396)	
2 判定等における留意事項	398
マーク215 「受益者等が存しない信託(ロ)」関係 (398)	
マーク216 「法人が委託者となる事業信託等(ハ)」関係 (402)	
3 所得税法における法人課税信託関連の条文	404
要点211 受託法人(受託者)等に関する事項 (405)	
要点212 受益権・受益者等に関する事項 (408)	
要点213 委託者・受託者等に関する事項 (409)	
要点214 信託の併合等に関する事項(用語の整理等) (410)	
マーク217 平成19年度改正税法の適用関係② (法人課税信託に関する経過規定) (414)	
2 譲渡所得と法人課税信託	415
1 基本的事項	415
要点215 法人課税信託関連の譲渡所得の基本的処理 (415)	
2 留意事項	417
マーク218 具体的な留意事項 (417)	
第4章 再掲：時系列的課税場面による整理	419
1 信託設定(組成)段階	420
要点216 信託設定時における譲渡所得課税 (420)	
【参考メモ211】相続税法における用語 (422)	
2 運用中段階(収益等の処理)	424
1 収益等・譲渡に関する税務処理	424
要点217 信託財産の運用・収益等に関する所得課税など (424)	
2 受益権の譲渡に関する税務処理	427
要点218 受益権の譲渡と譲渡所得 (427)	
3 信託区分の異動段階	428

要点219 信託区分(類型)の異動時における税務処理 (428)	
4 信託の終了・清算段階	429
要点220 信託の終了等における税務処理 (429)	
5 その他関連事項	430
1 法定調書等関連	430
マーク219 告知義務(受益権の譲渡者) (430)	
マーク220 支払調書の提出(信託受益権の取得者) (431)	
マーク221 信託に関する受益者別(委託者別)調書・信託の 計算書の提出 (432)	
2 消費税関連	432
マーク222 消費税の処理 (433)	

第Ⅲ部

株式等の譲渡所得

第1章 概説・基礎的事項

概要

1 株式等の譲渡益については、昭和28年以来、原則として非課税とされてきましたが（cf. 資料102〔補足事項1〕（445頁））、昭和63年度改正により、平成元・4.1以降の譲渡について、原則として、申告分離課税による課税対象になりました。また、併せて、上場株式等を証券会社等に委託して売却した場合に適用される「源泉分離選択課税制度」も導入されました（cf. 資料102〔補足事項2〕（446頁））。

その後、平成14年度改正によって「特定口座制度」が創設（源泉分離選択課税制度の廃止）されるなど、各年度の税制改正を経て、大枠としては、平成15年分から株式等に係る譲渡所得等としての株式譲渡益課税制度として構築されてきた経緯があります。

更に、平成20年度改正及び平成25年度改正における金融所得一体課税への対応措置が講じられ、平成28年分からは、平成25年度改正による新たな課税方式である、「一般株式等に係る譲渡所得等」と「上場株式等に係る譲渡所得等」の2つの区分への改組、公社債等に関する課税方式の見直しなどの改正事項が施行されているところです。

なお、平成20年度改正では、特定口座（源泉徴収選択口座）に上場株式等の配当等の受入れを可能とするなどの改正が行われ（平成22.1.1以後交付される配当等に適用）、また、平成25年度改正では、少額投資非課税口座（いわゆる「NISA」）の導入などの改正が行われてきています。

（注）これらの改正の沿革については、資料102（442頁）を参照してください。

2 ところで、株式等の譲渡については、従来から、金融所得一体課税（ひいては二元的所得税論）など、所得税の課税方式のあり方に関する基本的な枠組みにも関連した議論が行われてきています。その具体的な措置の一つ

として、平成20年度改正により、上場株式等の譲渡損失について、上場株式等の配当所得との損益通算や繰越控除の対象とする措置が導入され（その施行は平成21年分から）、更に、平成25年度改正による公社債等に対する課税方式の見直しとともに、特定公社債等の利子所得等と株式等の譲渡損失との損益通算などが可能になっています（平成28年分から施行）。

3 一方、上場株式等を証券会社等へ売委託するなど、一定の譲渡に関する適用税率についても、本来の適用税率は15%（+住民税5%）であるところ、平成15年分～平成25年分までの譲渡については、7%（+住民税3%）に軽減されていましたが、平成26年分以降は、本則税率が適用されています（cf. 参考メモ112（124頁））。

このように、株式等の譲渡については、経済社会のストック化の進展や経済情勢などにも密接に関連し、また、その影響を受けて頻繁な改正が行われる税制でもあり、他の資産課税関係の税制改正等と相俟って、今後ともその動向等について注目していくことが肝要と思われれます。

4 この第Ⅲ部においては、現行の個人納税義務者に関する株式等譲渡の税務処理について整理等を行います。

まず、第1章において、その全体像を概観することとし、次頁の「本章の構成」のとおり、①金融所得一体課税の考え方を確認します。更に、②公社債等に関する課税方式の見直しを含めた平成25年度改正などの内容を概観して、その後、③株式等譲渡課税の概要、及び、④「株式等譲渡」の基本条文に関する整理等の四つの切り口を通して、株式等の譲渡に関する基礎的な事項について確認等を行っています。

< 第Ⅲ部の構成 >

	(頁)	
第1章 概説・基礎的事項	1 金融所得一体課税の考え方	5
	2 平成25年度税制改正の概要等	7
	3 株式等譲渡課税の概要	29
	4 株式等譲渡の基本条文	40
第2章 基礎的事項	1 課税時期	76
	2 取得時期	83
	3 収入金額	88
	4 取得費(価額)	104
第3章 一般的特例	5 譲渡費用	116
	6 負債の利子(負債利子控除)	116
	7 所得金額・税額計算の手順	119
	1 株式交換等の特例	127
第4章 個別的特例	2 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除特例	140
	3 特定口座	158
	4 少額上場株式等投資の非課税口座(NISA・ジュニアNISA)	171
	1 ストックオプション(SO)税制	202
第5章 特別な取引方法の処理・その他関連事項	2 エンジェル税制	228
	3 みなし配当課税の特例	257
	4 国外転出時課税制度(出国税の特例)	265
	5 特定管理株式等の無価値化損失特例	306
	1~4 特別な取引方法の処理(信用取引など)	313
	5 その他関連事項(法定調書等関係)	324

(本章の構成)

(頁)		(頁)	
1 金融所得一体課税の考え方	5	4 株式等譲渡の基本条文	40
2 平成25年度税制改正の概要等	7	要点103 措法§37の10と措法§37の11との規定関係	41
要点100-1 平成25年度改正の概要	7	要点104 「株式等」の意義	44
要点100-2 公社債等に関する課税方式の見直し	11	要点105 「上場株式等」の意義	49
マーク100-1 特定公社債の意義	17	要点106 条文構成:措法§37の10(一般株式等の譲渡所得等)	57
マーク100-2 一般公社債・同族会社の私募債の処理	18	要点107 条文構成:措法§37の11(上場株式等の譲渡所得等)	58
マーク100-3 割引債の処理	23	要点108 みなし規定I(法人の合併等)	62
マーク100-4 国外発行の公社債・投資信託などに関する処理	27	要点109 みなし規定II(投資信託等の終了など)	65
3 株式等譲渡課税の概要	29	要点110 みなし規定III(同上)	68
要点101 株式等譲渡所得課税の概要	29	要点111 株式等譲渡の所得区分	69
要点102 所得税における株式等譲渡の位置づけ	36	マーク101 譲渡所得として取り扱えるケース	73

1 金融所得一体課税の考え方

所得税の課税(制度)のあり方に関する基本的な理念を巡る議論には、本書第一編・7頁に記述したように、「二元的所得税」、すなわち、勤労所得と資本(資産性)所得とに区分した課税方式に関する検討課題があります。そのような視点で捉えた場合、平成25年度改正における金融・証券税制に関する改正、「金融所得一体課税」の更なる進展は、資本(資産性)所得に対する課税が、金融商品に関して部分的に実現したともいえると考えられます。

一方、「金融所得一体課税」については、「貯蓄から投資へ」との金融・経済政策にも対応した税制として構築されているものであり、また、専ら「税」の視点からは、それぞれの金融商品としての種類などの違いによって、その税負担が異なることのないように措置することを通じ、税制が納税者による金融商品の選択に対して中立であることを図った制度ともなっています。

このような考え方については、平成16.6月の政府税制調査会の金融小委員会報告に取りまとめられています。その概要については、下記の概要に引用した財務省HPに掲載されている資料を参照してください(報告書(全文)については、資料103(453頁)として掲載しています)。

なお、いわゆる金融・証券税制は、常に金融・証券市場の動静などにも関連してそのあり方が問われ、その改正頻度等が高いものとなっています。したがって、投資家としての立場から行う株式市場などの動向に関する判断等とともに、その税務処理がどのようになるかという点も、その投資判断に大きな影響を与えることとなります。また、別の一面として、各種金融商品等の多様化などの進展が著しいことから、税制改正等の動向に、将来予測も含めて常に注視していく必要性が高まってきていると考えられます。

< 概要 > 金融所得課税の一体化に関する報告書(財務省HP資料)

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要

(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・ 少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・ 家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- ⇒ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や

- ・ 金融商品間の課税の中立性
- ・ 簡素で分かりやすい税制
- ・ 一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

- I 課税方式の均衡化（20%分離課税）
- ① 大口以外の上場株式の配当、公募株投の収益分配金（現行：原則総合課税）
 - ② 公社債、公社債投信の譲渡益（現行：譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる）
 - ③ 外貨預金の為替差益（現行：総合課税（雑所得））
 - ④ 金融所得類似の保険収益（現行：総合課税（一時所得/雑所得））
- II 損益通算の範囲の拡大
- ・ 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に応じて、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め
 - ・ ただし、過去の含み益を譲渡時(実現時)にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など毎期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意
 - ① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益
(ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。)
 - ② 上場株式の配当と譲渡損失、公募株投の収益分配金と譲渡損失
(ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。)
 - ③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。
 「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

納税環境の整備

- ・ 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。
- ・ 番号制度は、損益通算の適用を受けようとする者が番号を利用するという選択制とすることが考えられる。

2 平成 25 年度税制改正の概要等

株式等の譲渡所得（等）に関する整理等を行う前提として、まず、本項において、公社債等の課税方式の見直しなどが措置され、「金融所得一体課税」の一層の進展が図られた平成 25 年度改正における『金融・証券税制』の改正内容について、その整理等を行います（施行日：平成 28.1.1）。

☆要点 100-1 平成 25 年度改正の概要

1 平成 25 年度改正における金融・証券税制関係の改正のポイントは、次の 2 点です。

① 株式等の譲渡所得等の改組《改正前は、1 の区分であったものを 2 つの区分に改正》

改正前	改正後（平成28.1.1以降）
・ 株式等の譲渡所得等 (旧措法 § 37 の 10)	{ <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般株式等の譲渡所得等（措法 § 37 の 10：改正） ・ 上場株式等の譲渡所得等（措法 § 37 の 11：新設）

② 公社債等に係る課税方式の見直し《非課税から課税対象（申告分離課税）に改正》

改正前	改正後（平成28.1.1以降）
(1) その利子等は源泉分離課税の対象になっていた(旧措法 § 3)。 (2) その譲渡は非課税であった(旧措法 § 37 の 15：公社債等の譲渡等による所得の課税の特例)。 (注)したがって、その損失額はないものとみなされていた(旧措法 § 37 の 15②)。	(1) 特定公社債等の利子等が源泉分離課税の対象から除かれ(措法 § 3)、原則として、申告分離課税の対象になった(措法 § 8 の 4)。 (2) 公社債等が「株式等」に含まれ(特定のものを除く)、その譲渡が申告分離課税の対象になった(措法 § 37 の 10②七)。 (3) 特定公社債等が「上場株式等」に含まれ、その譲渡が申告分離課税の対象になった(措法 § 37 の 11②一ほか)。 (4) その譲渡が非課税対象になるものが限定され(措法 § 37 の 15：貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例)、申告分離課税による譲渡所得等の課税対象になった。 (注)したがって、非課税対象にならないものについては、その損失額を認識する。

2 上記 1 の点を敷衍すると、次表のとおりです。

区 分	内 容 等
①関係	(1) 改正前の「株式等の譲渡所得等」(旧措法 § 37 の 10) が、①「一般株式等の譲渡所得等」(措法 § 37 の 10) と②「上場株式等の譲渡所得等」(措法 § 37 の 11) の 2 つに区分された(改組された)。 (2) これに伴い、両者(2 つの区分)の間における損益通算(改正前における譲渡所得等内における損益の相殺(譲渡内相殺))が不可になった。

【次頁へ】

②関係	<p>(1) 「株式等」の意義（範囲）を規定している措法 §37 の 10 ②七に公社債が含まれる（一定のものを除く）など、その譲渡が申告分離課税の対象になった。 (注) 公社債等（公社債・公社債等投資信託等）の譲渡益については、改正前は原則として非課税とされていた（旧措法 §37 の 15）。</p> <p>(2) 公社債等に係る利子等の課税について、①特定公社債の利子、②公募公社債投資信託等・上場公社債の受益権に係る収益の分配、③公募公社債等運用投資信託の収益の分配、及び、④同族会社の私募債の一定の利子が、源泉分離課税の対象から除かれた（措法 §3）。</p> <p>(3) 源泉分離課税の対象から除かれた利子等（特定公社債等の利子等）のうち、①～③は、原則として申告分離課税の対象になり（措法 §8 の 4：上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）、④は総合課税の対象になった。 なお、①～③の特定公社債等の利子等には、措法 §8 の 5（確定申告を要しない配当所得等）の適用がある。</p> <p>(4) 上記(1)の改正に伴い、その公社債等（特定公社債等）の譲渡損と株式の譲渡益と相殺を行うことが可能になり、また、株式の譲渡損と特定公社債等の譲渡益と相殺することも可能になった。 (注) ただし、上記①の(2)の制約がある。</p> <p>(5) 更に、「上場株式等」に該当する公社債等（特定公社債等）については、上場株式などの譲渡損とともに、その譲渡損（上場株式等などの損益との相殺後の損失額）と特定公社債等の利子等及び上場株式等の配当等との損益通算や繰越控除が可能になった。</p>
-----	--

③ 平成 25 年度改正（金融所得課税一体化の推進）による金融所得関係の課税関係の概略は、次図（次頁）のとおりです。

(注) ①デリバティブ取引及び②預貯金についても損益通算の対象範囲に拡大するという金融庁による平成 28 年度税制改正要望が行われました。

その結果、平成 28 年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に、「2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」（同大綱 108 頁）とされています。したがって、引き続き、金融所得課税一体化の推進に関する動向を注視することが必要です。

なお、一部の「一時払い養老保険」の満期保険金など（保険期間 5 年以下の満期金・解約金など）について、「金融類似商品」として源泉分離課税の対象になるケースもあり（所法 §174 八・§209 の 2・§209 の 3）、このような点についても、今後の税制改正の動向との関連などを注視していく必要があると思われます（資料 103 として引用している平成 16.6.15 の政府税制調査会金融小委員会の報告書においても、保険について言及されています（cf. 455 頁））。

＜概観図＞金融所得課税の一体化（概略）

区 分		譲渡損益・適用税率	利子、配当等・適用税率
株式等	一般株式等	申告分離課税・20.315%	総合課税（注1）・累進税率
	上場株式等	申告分離課税（注2）・20.315%	総合課税・累進税率、 申告分離課税（注3）・20.315%
損益通算の可能範囲			
公社債等	特定公社債等	申告分離課税・20.315%	申告分離課税（注5）・20.315%
	一般公社債等	申告分離課税（注4）・20.315%	源泉分離課税・20.315%
デリバティブ取引		申告分離課税・20%	
預貯金		源泉分離課税・20.315%	

(共通) 適用税率の 20.315% は、所得税 15%、復興特別所得税 0.315%（基準所得税額 × 2.1%）及び住民税 5% を合計した割合によって表記しています。

(注 1) 少額配当の申告不要制度が措置されています。また、申告を行う場合、配当控除（税額控除）の適用が可能です（cf. マーク 115（148 頁））。

(注 2) 特定口座制度（簡易口座、源泉徴収選択口座）が設けられています。なお、源泉徴収選択特定口座内の取引については、申告不要とすることができます（cf. マーク 119（166 頁））。

(注 3) 申告不要制度が措置されています（受け取る配当金額の多寡にかかわらず）。

ただし、大口株主が受け取る配当については、申告不要の対象にならずに総合課税の対象となります（少額配当に該当する場合は、少額配当の申告不要制度の適用が可能です）（cf. マーク 115 の ⑤（152 頁））。

なお、上場株式等の譲渡損と損益通算を行うためには、申告分離課税による必要があります。

(注 4) 公社債等の元本の償還（差損益）についても、株式等の譲渡に係る収入金額とみなされて申告分離課税の対象になります。

ただし、一定の同族会社の元本の償還差益については、総合課税（雑所得）の課税対象になります（この点は、要点 105 の《補足事項》・十四号関係（53 頁）において、措法 §37 の 10 ③七に関する同族会社の私募債に係る元本の償還に関する事項として触れています）。

(注 5) 申告不要制度が措置されています（措法 §8 の 5 ①）。

(注 6) 一般公社債のうち、一定の同族会社の私募債に係る利子を同族関係者が受け取るケースについては、源泉分離課税の対象にならずに総合課税の課税対象になります（cf. マーク 100-2 の ②（18 頁））。